

福祉医療制度の経過措置が6月末で終了します

養父市では、福祉の増進を図るため、老人、重度(高齢重度)障害者、乳幼児、母子(父子)家庭などに対して医療費の一部を助成しています。

平成21年7月に所得要件を見直した際に、一部の制度で2年間の経過措置を設けていましたが、今年6月末でその経過措置が終了します。これにより、助成対象者が見直されます。

平成23年7月から利用できる受給者証については、平成23年度の課税(所得)状況などを確認し、助成対象となる方に対して6月下旬に各自宅へ送付します。

【老人医療費助成制度】

65歳以上69歳以下の方で、下記の所得要件を満たす方

◎所得要件

経過措置	(対象外)
低所得者Ⅱ	
低所得者Ⅰ	

- ▲市民税非課税世帯
- ▲市民税非課税世帯で、本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下
- ▲市民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下で他の所得がないこと

現行 平成23年7月～

【重度（高齢重度）障害者医療費助成制度】

身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方で、本人・配偶者・扶養義務者が下記の所得要件を満たす方

【乳幼児等医療費助成制度】

0歳～小学校3年生までの乳幼児等で、保護者または扶養義務者が下記の所得要件を満たす方
(ただし、1歳になる月の末日までは所得要件はありません。)

◎所得要件

経過措置	(対象外)
一般	
低所得者	

- ▲特別障害者手当の所得制限の基準を準用
(扶養人数により所得制限額が異なる)
- ▲市民税所得割税額23万5千円未満
- ▲市民税非課税世帯で、年金収入80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得が80万円以下

現行 平成23年7月～

※各制度の一部負担金、母子家庭等医療費助成制度及びこども医療費助成制度は変更ありません。

- ・受給者証は、兵庫県内の保険医療機関等においてのみ有効です。
- ・保険医療機関等において診療を受けるときは、健康保険証と一緒に必ず受給者証を提示してください。
- ・保険外診療分、他の公費負担医療等を受けられる場合は、助成対象外となります。

【お問い合わせ先】市役所市民課国保医療グループ (☎ 662-3165)